

# 令和7年第3回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	令和7年度さくら市一般会計補正予算（第1号）	P 3
2	南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）請負契約について	P 4
3	財産の取得について	P 4
4	議案説明資料 参照法令等	P 6

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、予算 1 件、契約 1 件及び財産の取得 1 件であります。

議案第 1 号は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 822 万 2 千円を追加し、予算の総額を 238 億 8,822 万 2 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠等）822 万 2 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、住民情報関連システム管理事業費 108 万 4 千円、定額減税調整給付金（不足額給付）事業費 713 万 8 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 2 号は、南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）請負契約についてであります。

本案は、南小放課後児童クラブ施設を整備するため、その建築工事について、荒牧・猪瀬特定建設工事共同企業体の代表構成員である、栃木県さくら市草川 66 番地 1、株式会社 荒牧組、代表取締役 すぎやま つよし 杉山 剛 氏、構成員である、栃木県さくら市松山 1013 番地 1、株式会社 猪瀬、代表取締役 いのせ かずゆき 猪瀬 和志 氏と契約金額 3 億 800 万円で契約を締結したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号は、財産の取得についてであります。

本案は、児童、生徒及び教職員の学習用 ChromeOS 端末を 2 億 4,132 万 2,400 円で取得したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 略

(2) 予算を定めること。

(3)・(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)・(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

### □ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 55 号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。